

九州森林管理局保護林管理委員会運営要領の改正に係る新旧対照表について

今回の改正（案）	第1回保護林管理委員会で提案した改正（案）	現行
<p>第2 所掌</p> <p>管理委員会は、九州森林管理局管内の保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全について検討を行う。</p> <p>また、<u>緑の回廊の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等について</u>、木材産業、農林業等を通じた地域振興との調整等総合的な見地から検討を行う。</p>	<p>第2 所掌</p> <p>管理委員会は、九州森林管理局管内の保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全について検討を行う。</p> <p>また、<u>同局管内の緑の回廊の管理及びモニタリング等に関する事項の検討を行う。なお、管理の検討に当たっては、生物多様性の保全と地域振興との調整等、総合的な見地から行うものとする。</u></p>	<p>第2 所掌</p> <p>管理委員会は、九州森林管理局管内の保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全について検討を行う。</p> <p>また、<u>緑の回廊の設定の必要性、木材産業、農林業等を通じた地域振興との調整等総合的な見地から検討を行う。</u></p>